

建築主・工事監理者の方へ

裏面に、特定工程の検査や建築基準法第12条第5項に基づく報告・工程連絡事項、及び建築基準法施行規則第4条第1項第6号及び同規則第4条の8第1項第5号に基づく提出書類についてチェックがあります。特定工程検査、報告、工程連絡のないものは原則として検査済証は交付できませんので、忘れずに報告、連絡をしてください。

また、以下の点に注意してください。

- ★ 建築主事の検査時には、工事監理者の検査が終了し必要な手直しがされていること。
- ★ 報告、工程連絡は基本的に工事監理者が行うこと。
- ★ 特定工程の中間検査申請書の第四面(工事監理報告書)が的確に記載されていること。
- ★ 設計変更があった場合は、必要な手続きが完結していること。
- ★ 検査日程等については余裕をもって担当者と打ち合わせを行うこと。(電話で可)
- ★ 確認申請時に工事監理者及び工事施工者が未定の場合には、工事に着手する三日前までに各届けを提出すること。(工事監理者及び工事施工者を変更する場合も届出が必要)

平成11年に建築基準法に基づく中間検査制度が施行されましたが、世田谷区ではそれ以外の工程でも一定規模以上の建物については必要に応じて現場検査を行っています。各工程で検査を受け、工事完了後に完了検査に合格しないと、建築物の適法性、安全性が確認できません。

建設業法及び建築士法により、『建築工事の品質管理については施工者自らの責任において行い、元請人が下請人に対して検査をし、監理者が施工者に対して検査をする』という施工管理、工事監理、検査の体系が構築されています。その上で建築基準法に基づき建築主事または指定確認検査機関が監理者、施工者に対して検査をすることによって、ミスや施工不良を予防し、かつ建築基準法の目的とする最低限以上の基準の実現を目指しています。

施工者による検査	工事施工者は発注者との契約に基づき、設計図書に示された要求性能を実現させるために施工管理を行わなければならない【建設業法】
↓	
監理者による検査	工事監理者は、工事の状況を設計図書と照合し、設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認しなければならない【建築士法】
↓	
建築主事または指定確認検査機関による検査	建築主事や指定確認検査機関は、建築物の部分及びその敷地が建築基準法関係規定に適合するかどうか検査しなければならない。また建築物の安全を確認するため、必要に応じて工事監理者、工事施工者等に対して、工事の施工状況等についての報告を求めることができる【建築基準法】

検査済証を取得しましょう

法に適合し安全安心な建物であることを確認するためにも、
工事監理者、工事施工者を定め、適切に検査を受けましょう。
検査済証がないと将来の増改築等に制限を受ける場合があります。

〔中間検査〕		
下記の工程が終了した日から4日以内に中間検査の申請をしてください。		
1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事		連絡は 構造審査担当へ
2階のはり及び床の配筋工事		
屋根工事		
2階の床工事		
特定工程に該当する工程はありません（中間検査の対象ではありません）		

〔完了検査〕		連絡は 意匠審査担当へ
● 工事が完了した日から4日以内に完了検査の申請をしてください。		

意 匠	完了検査申請時に提出する資料		担当・連絡先
	基礎配筋の状況を写した写真 注1	シックハウス工事監理報告書	意匠審査担当 6432-7166, 7167 担当者：
	建て方の状況を写した写真 注2		
	その他：		
	注1 基礎スラブ、基礎梁、アンカーボルト等の部分を撮影してください。		
	注2 柱、梁、耐力壁等の状況と、構造ごとに以下の部分を撮影した写真を提出してください。 木造：筋かい金物、柱頭柱脚金物、横架材緊結金物等 鉄骨造：柱脚、柱梁接合部、ブレース接合部、溶接部、ボルト接合部等 RC造：壁、柱、床及び屋根の配筋の状況 PC造：基礎とパネル、パネル相互の接合部等		
	工程の連絡（原則として現場確認に伺います）		
	耐火（準耐火）被覆工事		
	界壁工事		
	その他：		
構 造	工事着手前に提出する書類		
	地盤調査報告書	杭工事施工計画書	
	建築工事施工計画報告書	地盤改良工事施工計画書	
	鉄骨工事施工計画報告書	工事現場溶接工事作業計画書	
	コンクリート配合計画書		
	鉄骨加工工場の大臣認定書・都知事登録証の写し		
	その他：		
	中間・完了検査申請時に提出する書類		
	杭工事施工報告書	鉄骨工事報告書	
	地盤改良工事施工報告書	鉄骨工事施工結果報告書	
	建築工事施工結果報告書	露出型柱脚施工確認書	
	ガス圧接継手引張り試験結果		
	第三者機関による超音波探傷試験結果		
	ミルシート（鉄筋、鋼材、高力ボルト）・鉄筋ミルシート一覧表		
	コンクリート圧縮試験結果（4週強度）		
	その他：		
	工程の連絡（原則として現場確認に伺います）		
根切り（支持層確認）	鉄骨建て方		
杭打ち	木造建て方		
地盤改良			
基礎並びに各階配筋			
その他：			
設 備	完了検査時に提出する書類		設備審査担当 6432-7170 担当者：
	省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）又は（標準入力法等用） 注3		
	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 注4		
	給排水・換気・排煙・非常用照明・避雷針等に関する測定結果の提示		
	その他：		
注3 省エネ適判対象の場合 注4 省エネ法施行規則第3条に規定する軽微変更を行った場合			

- ※完了検査時には中間検査時以降の工程について報告してください。
- ※工程の連絡は、現場で施工状況が確認できる日程を連絡してください。
- ※各試験結果・ミルシートは、原本を提示してください。確認後返却いたします。
- ※目視できない箇所については写真で報告してください。
- ※不明な点は各担当までお問い合わせください。